サービス利用料金

- (1)介護職員処遇改善加算(1)下記の所定金額に4.7%を乗じた金額(1円未満は四捨五入)
- (2)介護保険給付対象サービスにおける1日当りの自己負担額(介護保険法による介護報酬の告示上の額)※下表は1割負担の場合の金額

水十次15cm2000000000000000000000000000000000000			
区分	内 容		
		1か月につき	2,053円
要支援1	利用開始月から12か月を超えた場合	1か月につき	2,033円
	サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	1か月につき	
		1か月につき	3,999円
要支援2	利用開始月から12か月を超えた場合	1か月につき	3,959円
	サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	1か月につき	•
口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅰ)	6か月に1回まで	1回につき	20円
口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅱ)	6か月に1回まで	1回につき	5円
栄養アセスメント加算		1か月につ	き 50円
口腔機能向上加算(I)	1か月に2回まで	1回につき	150円
口腔機能向上加算(Ⅱ)	1か月に2回まで	1回につき	160円
運動器機能向上加算		1か月につき	225円
栄養改善加算		1か月につき	200円
若年性認知症利用者受入加算			240円
以下の選択的サービスを利用日に実施 選択的サービス複数実施加算(I)			
・運動器機能向上サービス 1か月 2	225円 2つ実施	1か月につき	480円
・栄養改善サービス 1か月 2	200円 選択的サービス複数実施	匝加算(Ⅱ)	
1	150円 3つ実施	1か月につき	700円
生活行為向上リハビリテーション	利用即44日から6か日11日	1か月にっち	ЕСОШ
実施加算	利用開始月から6か月以内	1か月につき	562円
科学的介護推進体制加算		1か月につき	40円